

最低賃金 ワン・ストップ 無料相談

ぜひ、ご相談ください。



厚生労働省・京都労働局委託事業

最低賃金上げに向けた「専門家派遣・相談等支援事業」

専門家派遣・相談等支援事業とは？

最低賃金の引上げの影響が大きい中小企業事業主の皆さまを支援する厚生労働省・京都労働局の委託事業です。賃金引上げを行うには、生産方法や販売方法を改善して売上げを伸ばすとともに、賃金・労働時間制度、安全衛生管理などの見直しも必要になることがあります。こういった中小企業事業主が抱えるさまざまな経営、労務管理の課題を明らかにし、問題解決を支援するため、ワン・ストップで無料相談に応じる場として「京都府最低賃金総合相談支援センター」を設けています。

ご相談の一例

労務管理に関する相談

- 賃金、退職金、労働時間制度の見直し
- 就業規則(賃金規定など)の改正
- 高齢者雇用
- 人材育成
- 労働安全衛生対策
- メンタルヘルス、ワークライフバランス

経営に関する相談

- 販路開拓
- 新規事業
- 技術指導
- 資金調達
- マーケティング
- IT活用による経営力強化支援制度のご案内など

業務改善助成金等の中小企業支援策に関する相談

社会保険労務士や

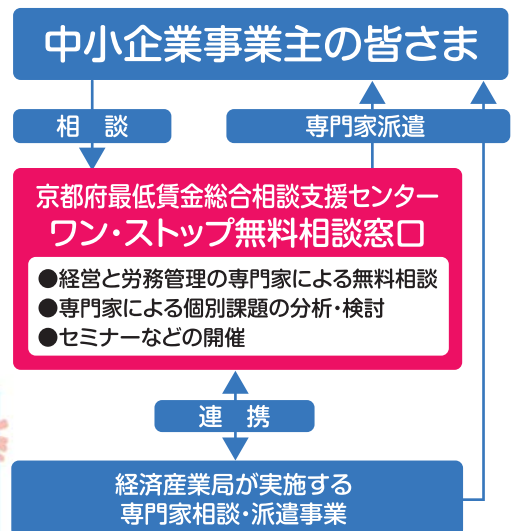
経営コンサルタントなどの専門家の派遣

中小企業事業主の皆さまから、課題解決のための専門家派遣のご要望があった場合に、最低賃金総合相談支援センターまたは経済産業局が実施する事業から派遣された専門家が、事業場の実態を把握、分析した上で、具体的な課題解決手法を提案いたします。

※相談内容や会社の情報が他に漏れることは一切ありません。



専門家派遣・相談等支援事業



相談申込書

相談者氏名	
事業所名	
所在地	〒 -
連絡先	TEL - - FAX - - E-mail
相談内容	1. 賃金制度見直し 2. 労働時間等の改善 3. 就業規則の作成・改定 4. 人材育成 5. 労働安全衛生対策の見直し 6. 職場環境の改善 7. 教育訓練 8. メンタルヘルス 9. ワークライフバランス 10. セクハラ、パワハラ対策 11. 販路開拓 12. 新規事業展開 13. 技術導入 14. 資金調達 15. マーケティング 16. IT活用による経営強化 17. その他 希望する支援の具体的内容 〔 〕

本申込書をFAXにて送信してください。おって当センターからご連絡いたします。

FAX/075-314-7130

最低賃金ワン・ストップ無料相談窓口はこちら

京都府最低賃金総合相談支援センター

本部事務所

〒615-0042 京都市右京区西院東中水町17番地 京都府中小企業会館4階
京都府中小企業団体中央会内

フリーダイヤル：**0120-420-825** FAX：075-314-7130

メールアドレス：saichincenter@chuokai-kyoto.or.jp

ホームページ：<http://www.chuokai-kyoto.or.jp/>

北部事務所

〒624-0945 舞鶴市字喜多1105番地の1 舞鶴21ビル5階「503」
京都府中小企業団体中央会 北部事務所内

TEL：**0773-76-0759** FAX：0773-76-7930

(本事業に関するお問い合わせ先) 京都労働局雇用環境・均等室 TEL：075-275-8087